

北広島市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正の趣旨

国民健康保険制度は、平成29年度まで市町村単位で運営してきましたが、市町村間の負担の格差や小規模市町村の財政の不安定さ等の問題を抱えており、このような状況を改善し、負担の公平化と財政運営の安定化を図り持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から、都道府県単位で国保運営をすることとなりました。都道府県は、財政運営や効率的な事業実施等の中心的な役割を担い、市町村は引き続き、資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業を実施しております。

新たな制度では、北海道は、市町村へ保険給付に要する費用を全額交付し、市町村は、北海道が決定する「国民健康保険事業費納付金」を納付するため、北海道から示される市町村ごとの「標準保険料率」を基に税率を決定し、保険税を賦課・徴収することとなりました。平成30年度におきましては、北海道から示された平成30年度の市町村ごとの「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」を基に保険税率の改定を行ったところであります。

この度の改正は、平成30年度と同様に、北海道から示された平成31年度の市町村ごとの「国民健康保険事業費納付金」及び「標準保険料率」を基に、本市における被保険者の負担軽減対策を講じたうえで保険税率の改定を行うため、北広島市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

【施行予定日 平成31年4月1日】

2 保険税率改定案

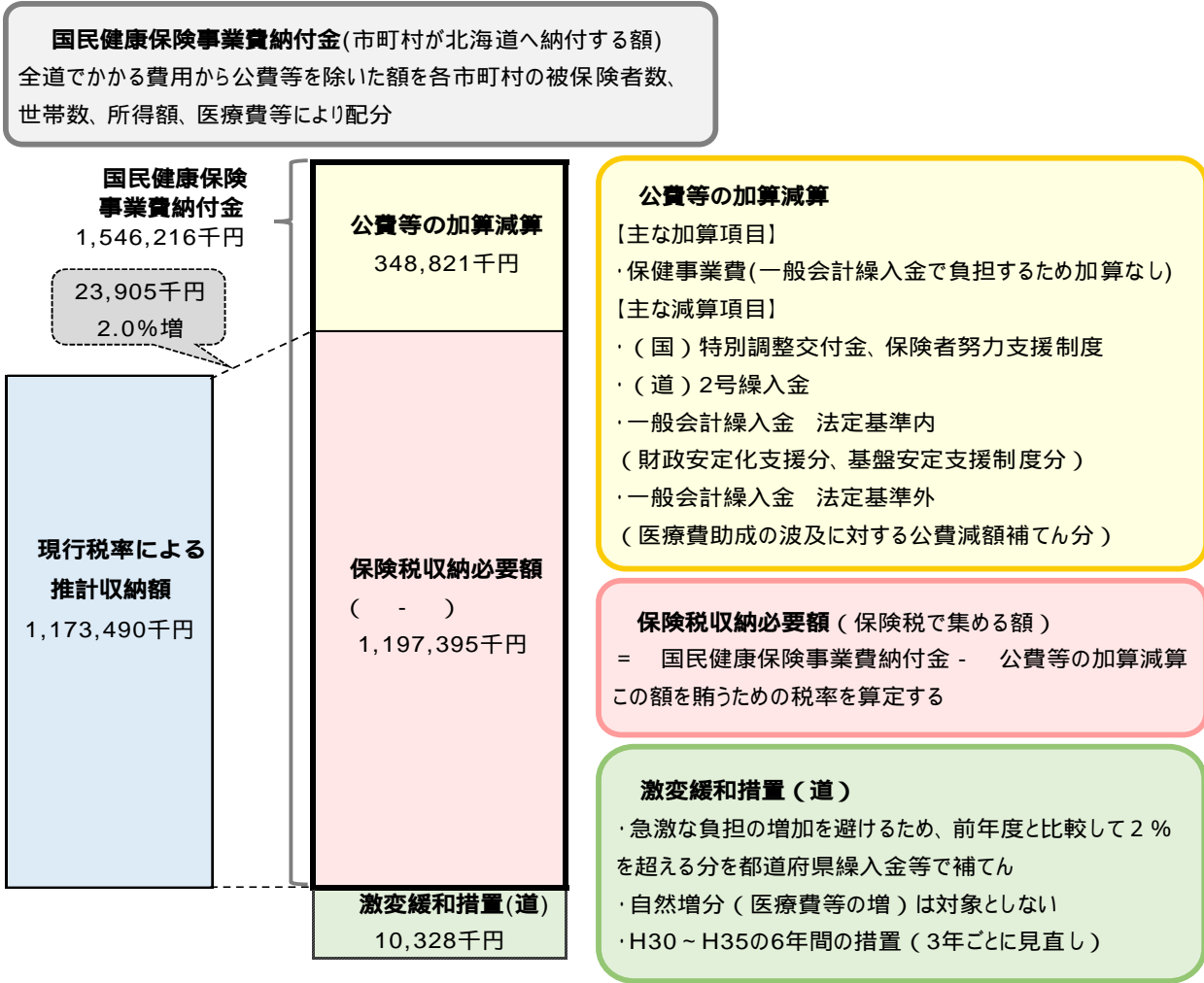
		現行税率	改定案税率	差
医療分	所得割	7.45%	7.64%	0.19%
	均等割	21,800円	22,400円	600円
	平等割	24,900円	25,500円	600円
後期高齢者支援金分	所得割	2.37%	2.44%	0.07%
	均等割	6,200円	6,400円	200円
	平等割	8,300円	8,600円	300円
介護納付金分 (40歳以上64歳以下)	所得割	2.31%	2.14%	0.17%
	均等割	8,800円	8,300円	500円
	平等割	4,600円	4,200円	400円
合計	所得割	12.13%	12.22%	0.09%
	均等割	36,800円	37,100円	300円
	平等割	37,800円	38,300円	500円

所得割・・・被保険者それぞれの総所得金額等から基礎控除33万円を控除した額に税率を乗じた額

均等割・・・被保険者1人あたり

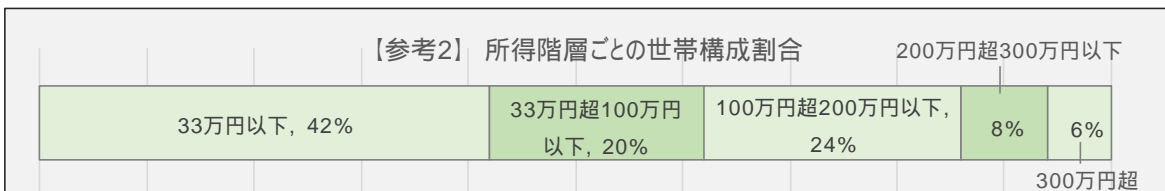
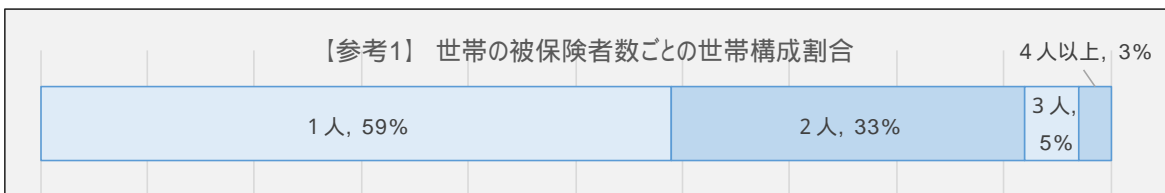
平等割・・・1世帯あたり

3 国民健康保険事業費納付金等の算定



4 改正の影響(モデル世帯の保険税額比較(年額))

モデル世帯		現行	改定案	差額	増減率
1人世帯(介護なし)	所得33万円以下	18,300	18,800	500	2.7%
	所得100万円	126,900	130,300	3,400	2.7%
1人世帯(介護あり)	所得33万円以下	22,300	22,500	200	0.9%
	所得100万円	155,700	157,100	1,400	0.9%
2人世帯(介護なし)	所得100万円	137,100	140,800	3,700	2.7%
2人世帯(介護あり)	所得100万円	170,300	171,700	1,400	0.8%



5 所得及び世帯人数ごとの保険税額比較

(年額)

所得金額	換算収入(概数)		1人世帯 (介護なし)				1人世帯 (介護あり40歳~64歳)				2人世帯 (介護あり40歳~64歳)				3人世帯 (介護あり2人+介護なし1人)				所得区分別世帯割合(H29)		
	給与	年金	現行税率	改定案税率	増減	増加率	現行税率	改定案税率	増減	増加率	現行税率	改定案税率	増減	増加率	現行税率	改定案税率	増減	増加率	超	以下	割合
33万円	98万円	103万円	18,300	18,800	500	2.7%	22,300	22,500	200	0.9%	33,300	33,600	300	0.9%	41,600	42,300	700	1.7%	-	33万円	42.2%
40万円	105万円	110万円	37,400	38,400	1,000	2.7%	45,700	46,100	400	0.9%	64,100	64,600	500	0.8%	78,100	79,000	900	1.2%	33万円	40万円	1.9%
60万円	125万円	130万円	57,000	58,500	1,500	2.6%	69,900	70,500	600	0.9%	88,300	89,000	700	0.8%	102,300	103,400	1,100	1.1%	40万円	60万円	5.7%
80万円	145万円	157万円	95,000	97,600	2,600	2.7%	116,500	117,600	1,100	0.9%	112,500	113,500	1,000	0.9%	126,500	127,900	1,400	1.1%	60万円	80万円	6.4%
100万円	167万円	183万円	126,900	130,300	3,400	2.7%	155,700	157,100	1,400	0.9%	170,300	171,700	1,400	0.8%	150,800	152,400	1,600	1.1%	80万円	100万円	6.2%
150万円	240万円	250万円	176,000	180,700	4,700	2.7%	216,400	218,200	1,800	0.8%	253,200	255,300	2,100	0.8%	253,300	255,800	2,500	1.0%	100万円	150万円	14.5%
200万円	312万円	317万円	225,100	231,100	6,000	2.7%	277,000	279,300	2,300	0.8%	313,800	316,400	2,600	0.8%	341,800	345,200	3,400	1.0%	150万円	200万円	9.1%
250万円	380万円	383万円	274,200	281,500	7,300	2.7%	337,700	340,400	2,700	0.8%	374,500	377,500	3,000	0.8%	402,500	406,300	3,800	0.9%	200万円	250万円	5.0%
300万円	443万円	445万円	323,300	331,900	8,600	2.7%	398,300	401,500	3,200	0.8%	435,100	438,600	3,500	0.8%	463,100	467,400	4,300	0.9%	250万円	300万円	3.3%
400万円	568万円	563万円	421,500	432,700	11,200	2.7%	519,600	523,700	4,100	0.8%	556,400	560,800	4,400	0.8%	584,400	589,600	5,200	0.9%	300万円	400万円	2.6%
500万円	689万円	681万円	519,700	533,500	13,800	2.7%	640,900	645,900	5,000	0.8%	677,700	683,000	5,300	0.8%	705,700	711,800	6,100	0.9%	400万円	500万円	1.4%
600万円	800万円	795万円	617,900	634,300	16,400	2.7%	762,200	768,100	5,900	0.8%	799,000	805,200	6,200	0.8%	827,000	834,000	7,000	0.8%			
700万円	911万円	901万円	716,100	735,100	19,000	2.7%	876,100	890,300	14,200	1.6%	904,100	923,900	19,800	2.2%	924,900	930,000	5,100	0.6%	500万円	-	1.7%
800万円	1,021万円	1,006万円	770,000	770,000	0	0.0%	930,000	930,000	0	0.0%	930,000	930,000	0	0.0%	930,000	930,000	0	0.0%			

年金収入による所得金額は、65歳未満の方の所得計算により算出。

条件：収入は世帯のうち1人のみ。

【1世帯あたり被保険者数の構成割合】

1人世帯59%、2人世帯33%、3人世帯5%、4人以上世帯3%

7割軽減該当範囲

5割軽減該当範囲

2割軽減該当範囲